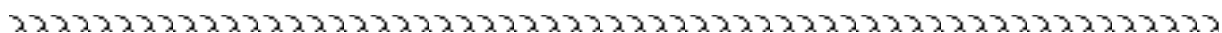


## 第4 県税の収入及び県民の税負担の状況等



県の行政経費については、県税等を通じて、県民の皆様に負担していただいています。

ここでは、一般会計歳入のうち、県民の皆様に納めていただいている県税について、収入の状況、県民1人当たりの税負担額、県民所得に対する割合等を説明いたします。



# 第4 県税の収入及び県民の税負担の状況等

## 1 県税の収入状況

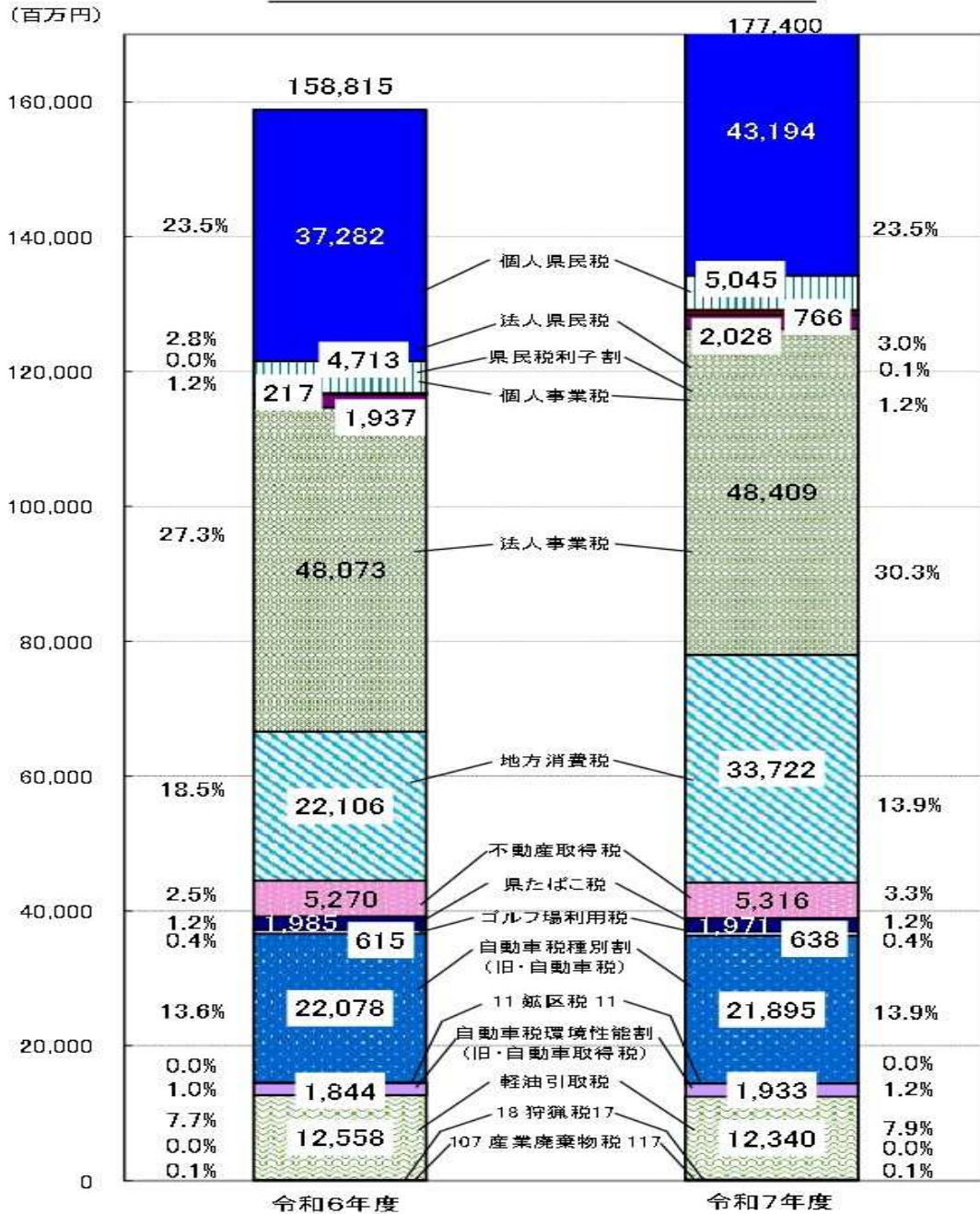
令和8年（2026年）3月31日現在の県税収入は、図1のとおりです。

総額は、1,774億円と、前年度同期に比べて185億86百万円（11.7%）の増となっています。

税目別では、個人県民税59億12百万円（15.9%）の増、法人県民税3億32百万円（7.1%）の増となっています。

なお、詳細については、付表6（50ページ）のとおりです。

図1 県税の収入状況



(図1の数字は表示単位未満を四捨五入したものです。)

(注) 1 令和6年度（2024年度）分も、令和7年度（2025年度）との比較のため、令和7年（2025年）3月31日現在  
 2 「水とみどりの森づくり税」は、個人県民税及び法人県民税に超過課税されています。  
 （令和6年度（2024年度）決算における収入は541百万円）

## 2 県民の税負担の状況

県民の税負担状況は、表1及び図2のとおりです。

令和6年度(2024年度)の本県の県民1人当たりの県民所得(およそ3,020千円)に対する税負担率は17.8%であり、その内訳は国税9.6%、地方税8.1%(県税3.2%、市町村税4.9%)です。これを県民1人当たりの税負担額にしてみますと、536,183円となり、前年度に比べて18,822円(3.6%)の増となっています。

### 【参考】令和6年度(2024年度)の全国平均

令和6年度(2024年度)の国民1人当たりの国民所得(およそ3,747千円)に対する税負担率は28.2%であり、その内訳は国税17.9%、地方税10.2%(都道府県税4.9%、市町村税5.3%)です。国民1人当たりの税負担額1,055,380円です。

(注)1 全国の国民所得及び税負担率は、令和8年版地方財政白書によります。

2 全国の人口は、令和7年(2025年)1月1日現在の住民基本台帳によります。

表1

(単位：百万円、( )は千円)

年度	県民所得 A	税 負 担 額					税 負 担 率 (%)				
		国税 B	地 方 税			合計 F	国税 B / A	地 方 税			合計 F / A
			県税 C	市町村税 D	計 E			県税 C / A	市町村税 D / A	計 E / A	
27	(2,449) 4,374,300	(190) 338,962	(89) 158,958	(116) 206,750	(205) 365,708	(395) 704,670	7.7%	3.6%	4.7%	8.4%	16.1%
28	(2,542) 4,510,413	(194) 344,118	(86) 151,785	(116) 206,319	(202) 358,104	(396) 702,222	7.6%	3.4%	4.6%	7.9%	15.6%
29	(2,660) 4,695,666	(211) 372,550	(96) 169,378	(120) 211,351	(216) 380,729	(427) 753,279	7.9%	3.6%	4.5%	8.1%	16.0%
30	(2,685) 4,716,900	(226) 396,439	(92) 160,869	(130) 227,897	(221) 388,766	(447) 785,205	8.4%	3.4%	4.8%	8.2%	16.6%
R1	(2,696) 4,709,646	(218) 381,502	(90) 158,020	(134) 234,866	(225) 392,886	(443) 774,388	8.1%	3.4%	5.0%	8.3%	16.4%
R2	(2,525) 4,388,636	(228) 396,170	(89) 154,442	(134) 232,695	(223) 387,137	(451) 783,307	9.0%	3.5%	5.3%	8.8%	17.8%
R3	(2,777) 4,797,572	(253) 437,624	(97) 167,623	(137) 236,456	(234) 404,079	(487) 841,703	9.1%	3.5%	4.9%	8.4%	17.5%
R4	(2,852) 4,898,761	(275) 472,245	(98) 169,170	(144) 246,956	(242) 416,126	(517) 888,371	9.6%	3.5%	5.0%	8.5%	18.1%
R5	(2,929) 5,002,640	(271) 462,674	(99) 169,473	(147) 251,375	(246) 420,848	(517) 883,522	9.2%	3.4%	5.0%	8.4%	17.7%
R6	(3,020) 5,122,703	(291) 493,643	(98) 165,912	(147) 249,809	(245) 415,721	(536) 909,364	9.6%	3.2%	4.9%	8.1%	17.8%

(注)1 ( )は、県民1人当たりの県民所得額・税負担額です。

なお、県民人口は、「熊本県統計年鑑(世帯数及び人口の推移)」によります。

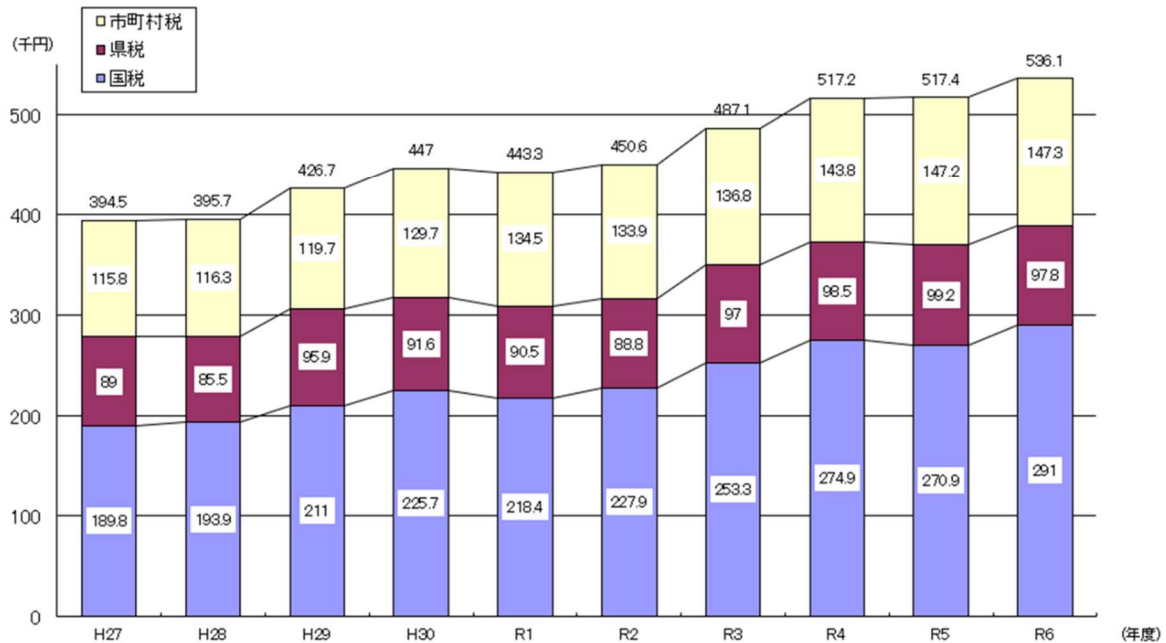
2 県民所得(平成27年度(2015年度)~令和5年度(2023年度))は、令和5年度県民経済計算によるものです。

なお、令和6年度(2024年度)の数値は、令和5年度(2023年度)県民所得の数値に令和6年度(2024年度)国民所得の対前年伸び率(令和6年度国民経済計算推計による)を乗じて算出したものです。

3 市町村税は、国民健康保険税を除いた数値です。

4 各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は合計と一致しない場合があります。

図 2 県民一人当たり税負担額



(注) 1 県民人口は「熊本県統計年鑑(世帯数及び人口の推移)」によります。  
 2 各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は合計と一致しない場合があります。

## 【参考】令和 8 年度 (2026 年度) 主な税制改正の概要

令和 8 年度 (2026 年度) の地方税に係る税制改正の主な内容は以下のとおりです。

1. 自動車関係諸税
    - ・軽油引取税等の当分の間税率の廃止
    - ・環境性能割の廃止
  2. 個人住民税
    - ・給与所得控除の最低保障額を 74 万円 (現行:65 万円) に引き上げ
    - ・ひとり親控除の控除額を 33 万円 (現行:30 万円) に引き上げ
    - ・ふるさと納税制度の見直し
    - ・道府県民税利子割に係る清算制度の導入
  3. 主な税負担軽減措置
    - ・大胆な設備投資の促進に向けた税制 (法人住民税・法人事業税)
    - ・令和 6 年能登半島地震に係る特例措置の創設 (固定資産税・都市計画税)
    - ・新築住宅に係る特例措置の拡充・延長 (固定資産税)
    - ・バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例措置の拡充・延長 (固定資産税・都市計画税)
    - ・再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の拡充・延長 (固定資産税)
    - ・物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の拡充・延長 (固定資産税・都市計画税)
    - ・重点医師偏在対策支援区域で承継・開業する診療所に係る特例措置の創設 (不動産取得税)
  4. その他
    - ・物価指数等の上昇を踏まえ、不動産取得税等の免税点を引き上げ
- 令和 8 年度 (2026 年度) 税制改正の詳細については、総務省ホームページ等をご覧ください。

**災害に関する税制上の対応について（平成 29 年度（2017 年度）税制改正**

熊本地震をはじめ、全国的に災害が頻発していることを踏まえ、平成 29 年度（2017 年度）税制改正において、これまでの災害減免法等の規定に加え、災害に対応するための税制上の措置が常設化されています。熊本地震のみならず、今後の災害の際にも適用される可能性がありますので、最寄りの税務署又は県広域本部税務担当課にご確認ください。

**【常設化された主な措置】**

**《国税》**

- 所得税：被災家屋に係る住宅ローン控除の継続適用
- 法人税：損失の繰戻し還付、被災代替資産に係る特別償却
- 資産税：相続税等における評価基準等の特例、登録免許税の免税、印紙税の非課税、事業承継税制の要件緩和
- 消費課税：課税事業者選択届出書の提出の特例、被災車両に係る自動車重量税の特例

**《地方税》**

- 個人住民税：被災家屋に係る住宅ローン控除の継続適用
- 固定資産税：被災代替不動産、償却資産の特例

なお、適用される災害の範囲や、特例等の詳細な内容については、最寄りの税務署又は市町村税務担当窓口にお問い合わせください。

**《引き上げ分の地方消費税収と社会保障関係経費》**

地方消費税率引上げ分に係る増収分は、その全額を社会保障関係経費に充当しています。

<b>1 引上げ分の地方消費税収</b>		<b>約 2 8 3 億円（R 8 当初）</b>	
地方消費税（県税として直接収入）		3 6 1 億円	
都道府県からの清算金収入		1 , 0 3 3 億円	
都道府県への清算金支出		3 5 5 億円	
清算後の地方消費税（ + - ）		1 , 0 3 8 億円	
引上げ分の地方消費税収 （ × 1 2 / 2 2 ）		5 6 6 億円	
市町村への交付金（ × 1 / 2 ）		2 8 3 億円	
<b>地方消費税率引上げ分に係る増収額（ - ）</b>		<b>2 8 3 億円</b>	

**2 社会保障関係経費** 約 1 , 4 9 3 億円（うち一般財源 1 , 3 1 7 億円）

**【主な事業の予算額と増減額】**

（単位：億円）

事業名	令和8年度当初予算額		平成25年度当初予算との増減額	
	総額	一般財源	総額	一般財源
介護給付費県負担金交付事業	270	270	47	47
後期高齢者医療給付費負担金	261	261	55	55
子どものための教育・保育給付費	166	166	119	119
障害福祉サービス費等負担事業	127	127	55	55
国保基盤安定負担金	66	66	9	9
生活保護費	39	10	8	2
地域医療介護総合確保基金積立金	28	8	28	8
障害児施設給付等支給・障害児施設措置事業	61	56	54	52
<b>社会保障関係経費 計</b>	<b>1,493</b>	<b>1,317</b>	<b>356</b>	<b>344</b>

「子どものための教育・保育給付費」の増減額は、平成 25 年度（2013 年度）の「市町村に係る保育所運営費の負担金」と比較